

(※ 医療機関別係数の取り扱いについて)

○ 原則として、次に予定する見直しまでの間暫定的に下記を適用する。

※ 機能評価係数Ⅱは1年ごと、それ以外は診療報酬改定時に見直す。

(1) 合併事例について

●機能評価係数Ⅰ

合併後の病院が満たす施設基準に応じて適用する。

●基礎係数（医療機関群）

合併後の病院の医療機関群は、合併前の主たる病院の医療機関群を適用する。

●機能評価係数Ⅱ

合併前の病院の機能評価係数Ⅱの加重平均値（症例数ベース）を適用する。（合併前の従たる病院がDPC対象病院でない場合は、合併前の主たる病院の機能評価係数Ⅱを適用する。）

●暫定調整係数

[合併前の病院の従来の方法で計算した調整係数の加重平均値（症例数ベース）]  
－ [合併後の病院の基礎係数] － [合併後の病院の機能評価係数Ⅱ] を適用する。  
（合併前の従たる病院がDPC対象病院でない場合は、合併前の主たる病院の従来  
の方法で計算した調整係数を元に算出する。）

(2) 分割事例について

●機能評価係数Ⅰ

分割後の病院が満たす施設基準に応じて適用する。

●基礎係数（医療機関群）

分割後の病院の医療機関群は、Ⅲ群を適用する。

●機能評価係数Ⅱ

分割後の病院の機能評価係数Ⅱは、分割前の病院の機能評価係数Ⅱを適用する。

●暫定調整係数

[分割前の病院の従来の方法で計算した調整係数] － [分割後の病院の基礎係数]  
－ [分割後の病院の機能評価係数Ⅱ] を適用する。

(※ 合併・分割後の診療報酬改定に係るデータの取り扱いについて)

○ 合併後の医療機関の診療報酬改定に係る対応については、合併前のデータを加味して算出することとし、分割後については当該診療報酬改定で用いるデータの対象期間において、分割前後で提出されている期間が長い方のデータに基づいて算出することとする。